

# 産業構造審議会知的財産分科会第 54 回特許制度小委員会 会に関する記事の深堀

Felo AI

## 特許庁AI活用発明に関する法整備検討の概要

### 特許庁の主要検討論点

1 AIの発明該当性

2 発明者の定義

3 引用発明の適格性

#### 発明該当性

- ・ 現行法の発明定義  
「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」
- ・ 検討方向性：  
「自然人がAIを利活用した発明は発明に該当する」

#### 発明者の定義

- ・ 現行法は明文規定なし  
「自然人が前提」と理解
- ・ 検討方向性：  
①発明者の定義を明文化  
②AIを発明者とは認めない  
③AI開発者の扱いは継続検討

#### 引用発明の適格性

- ・ 特許審査における引用文献の要件や基準を整理予定
- ・ 検討方向性：  
「AIの利用有無の確認は立証困難なため、要件や基準に含めない」

国際比較：米国・欧州・英国・中国も「AI自体は発明者と認めない」立場

今後の「本格的な検討」は夏以降に予定（2025年）

## 概要

2025年6月4日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会では、AIを活用した発明に関する特許法の新たな規定について、特許庁が検討の方向性を示しました [101 124](#)。主な論点は、①AIの発明該当性、②AI

を活用した際の発明者の定義、③AIを利用して生成した資料等の「引用発明」の適格性です [101 124](#)。

特許庁は、自然人がAIを利活用した発明は特許法上の発明に該当するとの考えを示し、発明者の定義については自然人が前提であるとし、AI自体を発明者とは認めない方向です [101 124](#)。また、AI生成物を引用発明として扱う際の利用有無の確認は困難であるため、認定要件や基準には含めない案が示されました [101 124](#)。これらの検討は、AI技術の急速な進展と、それに伴う知財制度の対応の必要性を背景としています [14 38 98](#)。

米国、欧州、英国、中国などの主要国も、AI関連発明の特許性や発明者の定義についてガイダンスの公表や法整備を進めており、国際的な整合性も重要な課題です [3 10 16](#)。国内では、産業界や学术界からも、イノベーション促進の観点から法整備への期待と、具体的な運用に関する懸念が示されています [110](#)。

今後の「本格的な検討」は夏以降に予定されており [101 124](#)、法制化が実現すれば、AIを活用する日本の産業界の研究開発活動に大きな影響を与えることが予測されます。

## 詳細レポート

### 1. 特許庁第54回特許制度小委員会の検討方向性

2025年6月4日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会において、特許庁はAI技術の発展を踏まえた特許制度上の対応について、以下の3つの主要な論点に関して検討の方向性を示しました [97 101 124](#)。

- **発明の該当性** 現行特許法では、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しています（特許法第2条第1項） [126 136 141](#)。AIの活用によるものがこれに該当するか否かについては明確な規定がありません [101 124](#)。特許庁は、これまでの委員からの意見等を踏まえ、「自然人（人）がAIを利活用した発明は特許法に規定する発明に該当する」という方向で検討する案を示しました [101 124 127](#)。これは、AIをあくまで人の創作活動を支援するツールと捉える立場を反映したものと考えられます。AIが自律的にした発明については、今回の資料では明確な方向性は示されていませんが、議論の対象となっています [102 106](#)。
- **発明者の定義** 現行特許法には発明者の定義に関する明文の規定はありませんが、「自然人が前提」と理解されています [101 124 128](#)。AIを利用して発明が生成された場合、発明者が不在となる状況が生じ、発明創作や特許取得のモチベーション低下が懸念されることが課題として挙げられています [101 124](#)。このため特許庁は、まず「発明者の定義を明文化すべき」とし、その上で「AIを発明者とすることは混乱も生じることから、認めない」という案を示しました [101 124 127](#)。これは、AIに法人格や権利能力を認めることの難しさや、国際的な動向を踏まえた判

断と考えられます。発明者に AI の開発者を含めるか否かといった具体的な論点は、今後の議論に委ねられています [101 124](#)。

- **引用発明の適格性** AI を利用して生成された資料や論文などが、特許審査における新規性・進歩性判断の際の「引用発明」（特許法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する「刊行物に記載された発明」など）として認められるかという論点です [101 124 130](#)。特許庁は、「引用発明として認定するために満たすべき要件や基準の考え方を今後、整理する」としつつ、「AI の利用有無の確認は立証が困難であるため、その確認を要件や基準に含めない」という案を示しました [101 124 127](#)。これは、AI 生成物であることを理由に一律に引用発明の適格性を否定するのではなく、内容に基づいて判断するものの、その生成プロセスにおける AI 利用の有無の証明を出願人や審査官に課すことは現実的ではないとの判断が背景にあるとみられます。

## 2. これまでの議論の経緯

AI と特許制度に関する議論は、近年の AI 技術の急速な発展に伴い、特許庁の特許制度小委員会や関連する検討会で継続的に行われてきました。

- **初期の議論と問題提起:** AI 関連発明の出願件数は 2014 年頃から増加傾向にあり [36 139](#)、特許庁も AI 関連技術の審査事例集を作成・公表するなど、実務レベルでの対応を進めてきました [2 12 26](#)。
- **論点の具体化:** 2023 年頃から、特許制度小委員会では AI 技術の発展を踏まえた特許制度上の具体的な課題として、発明該当性、発明者のあり方、記載要件、新規性・進歩性の判断基準（当業者の能力、公知の考え方）、引用発明の適格性などが議題として取り上げられるようになりました [102 105 106](#)。
- **「知的財産推進計画」との連携:** 政府の「知的財産推進計画」においても、AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護のあり方について検討し、早期に結論を得ることが求められています [38 98](#)。特に「知的財産推進計画 2025」では、発明者のあり方等の諸論点について結論を出す方針が示されており、今回の特許庁の検討方向性もこの計画に沿ったものと言えます [38 98](#)。
- **DABUS 事件等の影響:** 国際的にも、AI システム「DABUS」を発明者とする特許出願が各国で却下されるなど、AI の発明者適格性に関する議論が活発化し、日本の議論にも影響を与えています [6 17 24](#)。
- **第 52 回・第 53 回小委員会での議論:** 2025 年に入ってから第 52 回、第 53 回特許制度小委員会でも、AI 技術の発達を踏まえた論点案が提示され、発明該当性、発明者、引用発明適格性、新規性・進歩性、記載要件について議論が深められました [102 105 106](#)。特に、人が AI を利用して生成した発明の扱いや、AI が自律的にした発明の可能性、発明者不在の場合の保護などが検討課題として挙げられていました [102 106](#)。

今回の第 54 回小委員会で示された方向性は、これらの積み重ねられた議論と、国内外の状況変化を踏まえた結果と言えます。

### 3. 主要国の動向との比較

AI を利用した発明や発明者の定義に関する法整備や判断は、主要国においても活発に進められています。

国・地域	AI 発明の特許適格性	AI の発明者適格性	ガイダンス・法規制等
日本 (JPO)	自然人が AI を利活用した発明は特許法上の発明に該当する方向で検討 <a href="#">101 124</a> <a href="#">127</a> 。	自然人が前提。AI 自体は発明者と認めない方向 <a href="#">101 124</a> <a href="#">127</a> 。東京地裁も AI を発明者と認めない判断 (2024 年 5 月) <a href="#">24 48 68</a> 。	特許制度小委員会で検討中 <a href="#">97 101 124</a> 。AI 関連発明の審査事例集公表 <a href="#">2 12 26</a> 。「知的財産推進計画 2025」で早期結論目指す <a href="#">38 98</a> 。
米国 (USPTO)	AI 支援発明も特許適格性ありうるが、人間の貢献が重要 <a href="#">11 23 57</a> 。抽象的アイデアへの該当性を厳格に審査 (Alice テスト適用) <a href="#">112</a> 。	AI 自体は発明者として認められない <a href="#">23 90</a> 。発明者は自然人のみ <a href="#">27</a> 。人間の実質的貢献が必要 <a href="#">10 57 61</a> 。	「AI 支援発明に関する発明者性ガイダンス」公表 (2024 年 2 月) <a href="#">10 23 27</a> 、AI 関連発明の特許適格性に関する審査官向けガイダンス更新 (2024 年 7 月) <a href="#">34 46 58</a> 。AI 戦略も発表 <a href="#">35 84</a> 。
欧州 (EPO)	AI/ML システムが技術的効果を発揮する方法で適用・実装されていれば特許付与の対象 <a href="#">16 37 60</a> 。アルゴリズム自体は対象外 <a href="#">62</a> 。	発明者は自然人に限定 (EPC の要件) <a href="#">40 51 79</a> 。DABUS 出願拒絶 <a href="#">79</a> 。	AI 関連発明の審査ガイドライン改訂 (2024 年 3 月 1 日施行) <a href="#">1 71 86</a> 。AI と特許性に関するカンファレンス開催 (2023 年 5 月) <a href="#">4</a>

国・地域	AI 発明の特許適格性	AI の発明者適格性	ガイダンス・法規制等
			<p><a href="#">28</a>。EU AI Act 成立（2024 年 5 月）、段階的施行（2025 年 2 月一部禁止措置開始、2027 年 8 月全面的適用）<a href="#">13</a> <a href="#">25</a> <a href="#">28</a>。</p>
<p><b>英国 (UKIPO)</b></p>	<p>人工ニューラルネットワーク (ANN) が技術的貢献をすれば特許適格性の可能性あり <a href="#">18</a> <a href="#">42</a> <a href="#">80</a>。ソフトウェアの技術的貢献を重視。</p>	<p>AI は発明者として認められない (DABUS 事件に関する最高裁判決 2023 年 12 月 20 日) <a href="#">6</a> <a href="#">17</a> <a href="#">51</a>。発明者は自然人のみ <a href="#">6</a> <a href="#">87</a>。</p>	<p>AI 発明の特許審査に関するガイダンス発行 <a href="#">5</a> <a href="#">72</a>。著作権と AI に関する議論も進行中 <a href="#">63</a>。</p>
<p><b>中国 (CNIPA)</b></p>	<p>技術的手段を用い、技術的問題を解決し、技術的効果を達成するものが特許対象 <a href="#">31</a> <a href="#">64</a>。AI 関連発明もこの枠組みで審査 <a href="#">21</a> <a href="#">75</a>。</p>	<p>発明者は自然人に限定 <a href="#">33</a> <a href="#">45</a> <a href="#">88</a>。</p>	<p>「AI 関連発明特許出願ガイドライン（試行版）」公表（2024 年 12 月 31 日）、施行（2025 年 1 月 15 日）<a href="#">9</a> <a href="#">19</a> <a href="#">33</a>。AI を活用した審査支援システムも導入 <a href="#">73</a>。生成 AI サービス管理暫定弁法（2023 年 8 月 15 日施行）<a href="#">56</a>。AI 関連発明の日中比較研究も実施 <a href="#">39</a> <a href="#">148</a>。</p>

日本の検討方向性は、特に「発明者は自然人のみ」とする点で多くの主要国と軌を一にしています。AI をツールとして活用した人間の発明を保護するという姿勢も共通して見られます。ただし、AI の貢献度が高い場合の具体的な判断基準や、AI 生成物の公知性の認定など、細部においては各国でまだ検討や議論が進行中の部分も多く、国際的なハーモナイゼーションが今後の課題となります [3 32 89](#)。

## 4. 国内関係者の意見

今回の特許庁の法整備案や、それ以前からの AI と知的財産に関する議論に対して、日本の産業界、日本弁理士会、学术界などの主要な関係者からは、様々な意見や提言が出されています。

- 産業界:

- **期待:** AI を活用したイノベーションの促進、国際競争力の強化のため、AI 関連発明の保護の明確化を求める声が多いです [110](#)。発明者不在による権利取得の困難性や、研究開発意欲の低下を懸念し、早期の法整備を期待する意見があります [101 124](#)。
- **懸念:** 発明者の定義や AI の貢献度の評価基準が曖昧な場合、実務上の混乱が生じる可能性や、過度に広範な権利付与がイノベーションを阻害するリスクも指摘されています。AI 開発者と利用者間の権利関係の整理も課題として認識されています [70 129](#)。
- 経団連は「AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」として、AI 技術の保護のあり方について提言しています [110](#)。

- 日本弁理士会:

- 弁理士会としては、会員である弁理士の実務に直結するため、法制度の明確化と予測可能性の向上を重視する立場と考えられます。AI 関連発明の出願実務や権利行使における課題について、実務家の視点からの意見や情報提供を行っていると推察されます。
- (具体的な公式ポジションペーパーはコンテキストからは特定できませんでしたが、通常、このような法改正議論には積極的に関与し、意見表明やパブリックコメント提出を行います。)

- 学术界:

- 法学者や AI 研究者からは、AI の発明者性、AI 生成物の著作権、データの利用と保護など、多岐にわたる論点について活発な議論がなされています [15 50 98](#)。
- AI の自律性が高まった将来を見据えた制度設計の必要性や、倫理的側面、国際協調の重要性などが指摘されています [98 113](#)。

- 発明の定義や発明者の概念そのものについて、AI時代に合わせた再検討を求める意見も見られます [113](#)。
- 内閣府の「AI時代の知的財産権検討会」では、学識経験者も交えて中間とりまとめが公表されています（2024年5月） [102](#)。

これらの意見は、特許庁の特許制度小委員会での議論にも反映されており [101 124](#)、今後の法案策定プロセスにおいても重要な考慮要素となります。

## 5. 「発明者」の定義に関する深掘り

今回の特許庁の検討方向性において、「発明者」の定義は核心的な論点の一つです。AI自体を発明者と認めず、自然人を前提とすること、そして発明者の定義を明文化する方針が示されました [101 124](#)。

### ● AI自体を発明者と認めない根拠:

- **現行法の解釈:** 特許法上の「発明」は「自然法則を利用した技術的思想の創作」（特許法第2条第1項）であり、この「創作」行為の主体は、現行法の枠組みでは意思能力や権利能力を持つ自然人と解釈されています [128 133 143](#)。法人は発明者になれず [143](#)、AIも同様に現時点では法的人格が認められていません。
- **国際的な潮流:** 米国 [23 90](#)、欧州（EPO） [40 79](#)、英国 [6 17 51](#)、中国 [88 93](#) など、主要国の特許庁や裁判所も、AI自体を発明者として認めていません。DABUS事件はその象徴であり、各国でAIを発明者とする出願が拒絶されています [53](#)。
- **権利主体としての不適格性:** 特許権は独占排他権であり、権利の帰属主体が必要です。AIに権利主体性を認めることは、現行の法体系全体に大きな影響を及ぼし、社会的なコンセンサスも得られていません [70](#)。
- **発明のインセンティブ:** 特許制度の目的の一つは、発明を奨励し産業の発達に寄与することです（特許法第1条） [113 126](#)。AIを発明者と認めても、AI自身がインセンティブを感じるわけではなく、制度目的との整合性に疑問が生じます。

### ● AIの開発者や利用者をどのように発明者認定の議論に含めるべきか:

- **基本的な考え方:** 発明への「実質的な貢献」が鍵となります [133 147](#)。単なるAIの操作者や、一般的な指示を与えただけでは発明者とは認められにくいでしょう。発明の着想や、その具体化に創造的に関与した自然人が発明者として認定されるべきという考えが基本です。
- **AI開発者の貢献:** AIモデル自体が特定の発明を生み出すように設計・学習させた場合、そのAI開発者が発明の完成に不可欠な貢献をしたとして、発明者の一人と認められる可能性があります。城内実科学技術相（当時）は、AI開発者を共同発明者として扱う方向で検討している旨を表明したことがあります [129](#)。特許庁も「発明者にAIの開発者を含めるかなどは今後議論する」としています [101 124](#)。
- **AI利用者の貢献:** AIをツールとして利用し、AIが出力した結果を基に、利用者自身がさらなる工夫や改良を加えて発明を完成させた場合、その利用者が発明者となり得ます。AIの出力が単なる示唆にとどまらず、利

ユーザーがその出力内容を理解し、技術的課題の解決手段として採用・具体化した場合などです。

○ **賛否両論・課題:**

- **賛成論:** AI の貢献度が高い場合でも、何らかの形で人間の発明者を認定しなければ、発明が保護されず、イノベーションが阻害される可能性があります。AI 開発者や利用者の貢献を適切に評価し、インセンティブを与えるべきという意見です。
- **反対論・懸念:** 貢献度の線引きが難しく、誰を発明者とするかで紛争が生じる可能性があります。また、AI 開発者を常に発明者とする、利用者の発明意欲を削ぐ可能性も指摘されます。発明の本質的な部分を AI が生み出した場合に、形式的に人間を発明者とする事への疑問も呈されています。

- 特許庁は、発明者が不在になる状況を避け、発明創作のモチベーション低下を防ぐことを課題として認識しており [101 124](#)、今後の検討で、具体的な貢献度評価の基準やガイドラインが示されることが期待されます。

## 6. AI 生成物を「引用発明」として扱う際の技術的・法的な課題

AI が生成した資料や論文などを、特許審査における新規性・進歩性の判断の基礎となる「引用発明」として扱う際には、いくつかの技術的・法的な課題が存在します。

● **生成日・公知性の立証困難性:**

- 引用発明として認められるためには、その文献が特許出願の有効出願日より前に「公然知られた発明」（公知）であったこと、または「刊行物に記載された発明」や「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」であったことを証明する必要があります（特許法第 29 条第 1 項各号）。
- AI 生成物は、いつ、どのように公衆にアクセス可能な状態になったのか（公知日）を特定するのが難しい場合があります。特に、インターネット上に断片的に公開された情報や、特定のコミュニティ内でのみ共有された情報などの場合、その公知性を客観的に証明することは容易ではありません。
- AI が生成したという事実だけでは、それが直ちに公知文献としての適格性を有するとは限りません。

● **AI の利用有無の確認の困難性:**

- 特許庁の検討方向性でも指摘されている通り、「AI の利用有無の確認は立証が困難であるため、要件や基準に含めない」とされています [101 124](#)。これは、ある文献が AI によって生成されたものか、人間によって作成されたものか、あるいは両者の共同作業によるものかを外部から判別することが極めて難しいためです。仮にそのような確認を要件とした場合、審査の遅延や不安定化を招く恐れがあります。

● **記載内容の信頼性と具体性:**

- 引用発明として適格であるためには、その文献に発明が具体的に記載されており、当業者がその内容を理解し、実施できる程度のものである必要があります [125 140](#)。

- AI生成物の中には、もっともらしいものの内容が不正確であったり、論理的に破綻していたりする（ハルシネーション）場合があります。また、単なるアイデアの羅列で具体的な技術的手段が伴わない場合も考えられます。このような場合、たとえAIによって生成されたものであっても、引用発明としての適格性を欠く可能性があります。
- 化学物質などでは、単に名称や構造式が記載されているだけでは不十分で、その製造方法や入手方法が理解できる程度の記載が必要とされる判例もあります [125 140](#)。AIが新たな物質を提案した場合でも、その実現可能性が示されていないければ引用発明とはなり得ません。

- **提案されている解決策・方向性:**

- 特許庁は、「引用発明と認定するために満たすべき要件や基準の考えを今後、整理する」としています [101 124](#)。
- AI利用の有無を問わず、従来の引用発明の適格性判断の枠組み（公知性、記載の明確性・具体性、実施可能性など）を基本としつつ、AI生成物の特性を踏まえた運用が検討される可能性があります。
- 例えば、AI生成物であっても、信頼できる発行元から公表され、タイムスタンプ等で公知日が明確であり、内容が技術的に具体性を有していれば、引用発明として扱われる余地はあると考えられます。
- 一方で、生成過程が不透明で、内容の信頼性が低いAI生成物については、慎重な扱いが求められます。

現状では、AI生成物を引用発明として扱うための明確な基準は確立されておらず、今後の特許庁の検討や判例の集積が待たれる状況です。

## 7. 今後の法改正スケジュールと産業界への影響

- **今後の法改正スケジュール:**

- 特許庁は、今回の第54回特許制度小委員会での議論を踏まえ、次回委員会を「夏以降」に開き、「本格的な検討」を行うとしています [101 124](#)。
- 政府の「知的財産推進計画2025」では、AI技術の進展を踏まえた発明等の保護について、発明者のあり方等の諸論点に関して早期に結論を得ることを求めています [38 98](#)。この計画との整合性を図りながら、議論が進められると考えられます。
- 具体的な法改正の時期については明言されていませんが、通常、特許法の改正は数年単位のプロセスを要します。議論の進捗次第では、令和8年（2026年）以降の法改正が視野に入ってくる可能性も考えられます（ただし、これは他の論点に関する過去の議論からの類推です [109](#)）。

- **産業界への影響予測:** 今回の特許庁の検討方向性に沿って法制化が実現した場合、AIを研究開発に活用する日本の産業界に以下のような影響が予測されます。

- **法的安定性と予測可能性の向上:**

- 「自然人が AI を利活用した発明は特許法上の発明に該当する」という点が明確化されれば、企業は AI を活用した発明について、より安心して特許出願を行えるようになります [101 124](#)。
- 発明者の定義が明文化され、AI が発明者とならないことが明確になれば、AI 利用時の発明者認定に関する混乱を避け、権利の帰属に関する紛争リスクを低減できます [101 124](#)。
- AI 生成物の引用発明としての扱いに関する基準が整理されれば、新規性・進歩性判断の予測可能性が高まり、研究開発戦略や特許戦略を立てやすくなります [101 124](#)。
- **イノベーションの促進と研究開発意欲の向上:**
  - AI を活用した発明が適切に保護されることで、企業の研究開発投資が促進され、新たなイノベーションの創出が期待されます。特に、医薬品開発、材料開発、ソフトウェア開発など、AI の活用が急速に進んでいる分野での効果が大きいと考えられます [70 129](#)。
  - 発明者認定の明確化は、研究者の発明意欲を維持・向上させることにも繋がります。AI を積極的に利活用した結果、発明者が不在となる事態が回避されるためです [101 124](#)。
- **新たなビジネスモデルの出現:**
  - AI による発明創出支援サービスや、AI が関与した発明のライセンスビジネスなど、新たなビジネスモデルの発展を後押しする可能性があります。
- **留意点と課題:**
  - 発明者の定義において、AI 開発者や AI 利用者の貢献度をどのように評価し、発明者として認定するか具体的な基準設定が重要になります。この基準が曖昧であったり、実態にそぐわないものであったりすると、かえって混乱を招く可能性があります。
  - AI 生成物の引用発明の適格性について、どの程度の具体性や信頼性が求められるかによって、企業の特許戦略に影響が出ます。
  - 国際的な制度調和が進まない場合、グローバルに事業展開する企業にとっては、各国での対応が煩雑になる可能性があります。

総じて、今回の法整備の検討は、AI 時代の到来に対応し、日本の産業競争力を維持・強化するための重要な一歩と言えます。ただし、その具体的な内容や運用が、産業界のニーズやイノベーションの実態に即したものとなるかどうか、今後の注目点となります。

## 8. 総合的解説

今回の特許庁による AI 関連発明の法整備に向けた動きは、AI 技術が社会経済のあらゆる側面に浸透し、イノベーションのあり方を根本から変えつつある現代において、日本の知的財産戦略上、極めて重要な意味を持ちます。

- **日本の知的財産戦略における重要性:**

- **イノベーション基盤の強化:** AI は、新たな医薬品の発見、革新的な材料の設計、複雑なシステムの最適化など、従来では不可能だった速度と規模で発明を生み出す可能性を秘めています。AI を活用した発明を適切に保護する法的枠組みを整備することは、こうしたイノベーションを促進し、日本の産業競争力を維持・強化するための不可欠な基盤となります [14 38 98](#)。
- **国際的なルール形成への参画:** 米国、欧州、中国など主要国も AI と知財に関する制度整備を急いでおり、国際的なルール形成が進んでいます [3 10 16](#)。日本が主体的に国内制度を整備し、国際的な議論に積極的に関与していくことは、日本企業がグローバル市場で不利にならないためにも重要です [32 89 92](#)。
- **投資と開発意欲の促進:** 法的予見可能性を高めることで、企業は AI 関連の研究開発に安心して投資できるようになり、研究者の発明意欲も刺激されます [101 124](#)。

- **残された課題:**

- **発明者の定義の具体化:** 「AI 自体は発明者としない」という方向性は示されたものの、AI の貢献度が高い場合に、人間の「発明者」をどのように認定するか、特に AI 開発者と利用者との貢献度評価や権利帰属の具体的な基準は、今後の「本格的な検討」に委ねられています [101 124](#)。この点が曖昧なままでは、実務上の混乱や紛争が生じる可能性があります。
- **AI が自律的に発明した場合の取り扱い:** 現時点では「自然人が AI を利活用した発明」が中心ですが、将来的に AI の自律性がさらに向上し、人間がほとんど介在しない形で発明が生まれる可能性も否定できません [98 113](#)。そのような場合に備えた長期的な視点での制度設計も必要です。
- **引用発明の認定基準の明確化:** AI 生成物を引用発明として扱う際の具体的な要件や基準の策定はこれからであり、その公知性や信頼性をどのように評価するかが課題です [101 124](#)。
- **著作権等、他の知財との連携:** AI 生成物は特許だけでなく、著作権や不正競争防止法など、他の知的財産権とも関連します。これらの制度との整合性や、分野横断的な視点からの検討も求められます [63 99 100](#)。
- **倫理的・社会的側面への配慮:** AI による発明が社会に与える影響や、AI 開発における倫理的な問題（データのバイアス、透明性など）も、知財制度の運用において考慮すべき点です。

- **今後の国際的な競争力への影響:**

- **有利に働く側面:** 適切な法整備は、日本国内での AI 技術を活用したイノベーションを加速させ、国際競争力のある技術や製品・サービスの創出に繋がる可能性があります。特に、AI を早期から積極的に活用している企業にとっては、その成果を特許として保護しやすくなるというメリットがあります。
- **課題となる側面:** 法制度が国際的な潮流から大きくかけ離れたものになった場合や、運用が硬直的であった場合には、かえって日本企業の国際展開の足枷となるリスクもあります。特に、多国籍企業にとっては、各国

の制度の違いがビジネス上の負担となり得ます。

- **グローバルスタンダードへの対応:** AI 技術は国境を越えて開発・利用されるため、特許制度においても国際的なハーモナイゼーションが強く求められます。日本が IP5（日米欧中韓の五大特許庁）などの枠組みを通じて、積極的に国際的な議論をリードし、バランスの取れたルール形成に貢献できるかが、日本の国際競争力に影響を与える重要な要素となります [3 32 89](#)。

結論として、特許庁の今回の動きは、AI という破壊的技術に対応するための重要な一歩です。しかし、その実効性を高め、真に日本のイノベーション促進と国際競争力強化に繋げるためには、残された課題に対して、産業界、学术界、法曹界など関係者の意見を十分に踏まえつつ、国際的な動向も見据えた、慎重かつ迅速な検討が求められます。

1. [欧州特許庁における特許審査の新ガイドラインが AI 技術の特許 ...](#)
2. [AI 関連発明 | 経済産業省 特許庁](#)
3. [AI 関連発明に関する日米欧中韓の審査実務の比較表 | IP レポート](#)
4. [Artificial intelligence | epo.org – European Patent Office](#)
5. [Guidelines for examining patent applications relating to ...](#)
6. [【英国判例メモ/特許】AI マシンは発明者たり得るか？また](#)
7. [Nanjing's Intellectual Property Protection Center Bans the Use ...](#)
8. [AI Patents by Country Revealed: The Top 15 Nations ...](#)
9. [第一部分 人工知能 \(AI\) 関連発明特許出願ガイドライン](#)
10. [米国特許商標庁 \(USPTO\)、人工知能 \(AI\) の支援を受けた ...](#)
11. [USPTO issues AI subject matter eligibility guidance](#)
12. [AI-related Inventions | Japan Patent Office](#)
13. [「欧州 \(EU\) AI 規制法」の解説—概要と適用タイム ... — PwC](#)
14. [特許庁、AI 活用の発明で法整備を検討 発明者の定義など](#)
15. [AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究](#)
16. [Artificial intelligence and patentability: statement from the EPO](#)
17. [AI cannot be an inventor of a UK Patent | News & Resources](#)
18. [英国における AI と特許に関する最新情報 — 弁理士法人 ITOH](#)
19. [China Releases Guidelines for AI Related invention patent ...](#)
20. [AI Patent Trends by Country: Which Nations Are Leading in AI ...](#)
21. [中国における AI 関連発明の特許審査に関する調査](#)
22. [【米国】 【特許】 AI の発明者適格性について | ブログ | Our Eyes](#)
23. [Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions](#)
24. [Japan: AI becomes key focus as patent office streamlines ...](#)

25. [EU の AI 法について教えてください](#)
26. [AI 関連技術に関する特許審査事例について | 経済産業省 特許庁](#)
27. [米国特許商標庁 \(USPTO\) AI の発明者適格に関する指針を公表](#)
28. [Insight into artificial intelligence | epo.org](#)
29. [AI patents still possible in the UK despite Court of Appeal ruling](#)
30. [人工知能 \(AI\) 関連技術に関する特許の権利行使](#)
31. [Prosecuting AI-related patents in China – Norton Rose Fulbright](#)
32. [World's five largest patent offices agree on joint task force for ...](#)
33. [中国国家知識産権局「AI が関与する発明の特許出願を可能に」](#)
34. [米国特許商標庁 \(USPTO\) による AI 関連発明に係るクレーム ...](#)
35. [USPTO announces new Artificial Intelligence Strategy to ...](#)
36. [Recent Trends in AI-related Inventions | Japan Patent Office](#)
37. [ヨーロッパにおける AI に関する知的財産の保護 – Jones Day](#)
38. [知的財産推進計画 2025 と AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護](#)
39. [中国との AI 関連発明に関する比較研究について – 特許庁](#)
40. [AI cannot be named as inventor on patent applications | epo.org](#)
41. [AI and the Role of Inventorship in UK Patent Applications](#)
42. [ANN に関連する英国知的財産庁実務への影響分析 | 最新 IP 情報](#)
43. [China's National Intellectual Property Administration Issues ...](#)
44. [Global Perspective On Patenting Of AI Technologies – Mondaq](#)
45. [中国「AI 関連特許出願ガイド \(試行\)」公示 \(2024 年 12 月 31 ...](#)
46. [USPTO が AI 関連発明の特許適格性に関する新ガイダンスを発表](#)
47. [Guidance on Use of Artificial Intelligence–Based Tools in ...](#)
48. [IP High Court in Japan Rules AI Cannot Be Listed as Inventor ...](#)
49. [EU で世界初の AI 規制法が成立 – 東芝テック](#)
50. [「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査 ...](#)
51. [Can AI Be An Inventor? The US, UK, EPO and German ...](#)
52. [UK Court of Appeal overturns High Court ruling on patents for AI](#)
53. [AI の発明者性について判示した東京地裁判決](#)
54. [China National Intellectual Property Administration What's ...](#)
55. [AI Patents By Country: Global Innovation Rankings Revealed](#)
56. [中国における生成 AI 規制 | ブログ | Our Eyes – TMI 総合法律事務所](#)
57. [米国「Inventorship Guidance on AI-assisted Inventions \(AI ...](#)

58. [Understanding the 2024 USPTO Guidance Update on AI ...](#)
59. [JPO to Review Patent and Design Acts Amid Generative AI ...](#)
60. [欧州特許庁における AI / ML 関連特許出願時の留意事項 – EIP](#)
61. [特許庁、AI 支援発明のガイドラインを発表 – CHIP LAW GROUP](#)
62. [a guide to the patentability of AI under European Law](#)
63. [Copyright and Artificial Intelligence – GOV.UK](#)
64. [Securing AI Patents in China: The Regulatory Framework – KWM](#)
65. [Global Competitors Outpace U.S. in Patents](#)
66. [【中国】【特許】実施細則・審査基準改正（2023.12.21）](#)
67. [The U.S. Patent Office | AI-Assisted Inventions – PatentNext](#)
68. [Japan: IP High Court Says “AI cannot be an inventor” under ...](#)
69. [AI の法規制をめぐる各国の動向と日本企業への影響](#)
70. [AI 開発者にも特許権、発明に利用なら対価 政府検討](#)
71. [EPO updates guidelines for examining AI inventions](#)
72. [Can you Patent Artificial Intelligence in the UK?](#)
73. [AI Used to Enhance Patent Examination Efficiency, Quality](#)
74. [Index of AI initiatives in IP offices – WIPO](#)
75. [CN-ao-2450 – 新興国等知財情報データベース 公式サイト](#)
76. [AI & Patents: USPTO Issues Guidance](#)
77. [Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related ...](#)
78. [変化する国内外の AI 規制動向と日本企業の活用戦略](#)
79. [DABUS AI Again Denied European Patent](#)
80. [UK patent law updated to include novel AI use – MMP Tax](#)
81. [China's proposed rules for examining AI patents focus on ...](#)
82. [AI Inventorship: Navigating Patent Rights Around the Globe](#)
83. [平成 30 年度知的財産に関する日中共同研究報告書 – 特許庁](#)
84. [USPTO AI Strategy – Patently-O](#)
85. [Can an AI be a patent inventor? \(Japan\) – Hogan Lovells](#)
86. [Navigating the New Frontier: AI Patentability at the European ...](#)
87. [AI cannot be patent 'inventor', UK Supreme Court rules in ...](#)
88. [Navigating AI patent applications in China – Hogan Lovells](#)
89. [AI and IP5 cooperation](#)
90. [Artificial Intelligence and Patent Law | Congress.gov](#)

91. [Tokyo Court Holds AI System Cannot Be Inventor Under ...](#)
92. [Inventorship of AI-generated Inventions – European Patent Office](#)
93. [China Provides Guidance on AI Related Patent Applications](#)
94. [USPTO Issues Guidance on Use of AI-Based Tools | Insights](#)
95. [Part III – IP Protection for AI-Assisted Inventions and Creative ...](#)
96. [Artificial Intelligence and Intellectual Property – Part I](#)
97. [第 54 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧](#)
98. [知的財産推進計画 2025 と AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護](#)
99. [Artists Tell House IP Subcommittee in AI Hearing: It's Not 'Data ...](#)
100. [Senate Judiciary Subcommittee on Intellectual Property ...](#)
101. [特許庁、AI 活用の発明で法整備を検討 発明者の定義など](#)
102. [関連情報 of 弁理士法人 太陽国際特許事務所](#)
103. [Navigating the AI Intellectual Property Maze – Key Points From ...](#)
104. [PART I: PATENTS, INNOVATION, AND COMPETITION – GovInfo](#)
105. [産業構造審議会知的財産分科会第 53 回特許制度小委員会](#)
106. [産構審 第 52 回特許制度小委員会 配布資料 | 知的財産と調査](#)
107. [The USPTO Issues Guidance on Patenting AI Related Inventions](#)
108. [The Story of Artificial Intelligence in Patents – WIPO](#)
109. [第 51 回特許制度小委員会の審議について | ブログ | Our Eyes](#)
110. [経団連：「AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 ...](#)
111. [Artificial Intelligence and Patent Law | Congress.gov](#)
112. [How the Courts treat Artificial Intelligence \(AI\) Patent Inventions](#)
113. [AI が“自律発明”を行う世界と、特許法第 1 条 – note](#)
114. [VIDEO: Senator Coons chairs Judiciary IP Subcommittee ...](#)
115. [AI-Generated Inventions: Implications for the Patent System](#)
116. [AI 技術等の特許制度に関する検討課題について](#)
117. [USPTO issues inventorship guidance and examples for AI ...](#)
118. [A Bunch of Fiddling Neros Watching the U.S. Patent System ...](#)
119. [第 53 回特許制度小委員会 – よろず知財戦略コンサルティング](#)
120. [IP Protection for AI-Assisted Inventions and Creative Works ...](#)
121. [Senate Judiciary Subcommittee on Intellectual Property ...](#)
122. [第 53 回産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（令和 ...](#)
123. [Artificial Intelligence & Inventorship – USPTO invites ...](#)

124. [特許庁、AI活用の発明で法整備を検討 発明者の定義など](#)
125. [一行記載と引用発明の認定（新規性・進歩性）](#)
126. [発明該当性 — 自然法則 — 今岡憲特許事務所](#)
127. [第 54 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧](#)
128. [発明者とその権利とは — BUSINESS LAWYERS](#)
129. [AI 開発者にも特許「6月に方向性」 科技相、発明利用で](#)
130. [引用発明の適格性の考え方を判示した知財高裁大合議判決](#)
131. [拒絶理由通知対応⑨ ～発明該当性～ | 福柳的知財教室](#)
132. [産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会](#)
133. [1.3 「発明者」とは～特許の実体的要件](#)
134. [AI が創出する発明の特許化に向けた議論が本格化——知財制度 ...](#)
135. [引用発明の適格性, 発明の容易性についての考察（下）](#)
136. [発明の要件](#)
137. [特許庁 — X](#)
138. [特許を受ける権利 ～発明者って何をした人なんですか？](#)
139. [スタートアップ必見！特許庁が発表した「AI 関連発明の出願 ...](#)
140. [【特許】引用文献に物質名が記載されていたが、優先日当時 ...](#)
141. [発明該当性と産業上利用可能性（特許法第 29 条第 1 項柱書）](#)
142. [知的財産権 — 森・濱田松本法律事務所](#)
143. [発明者、出願人、特許権者は何が違う？](#)
144. [知財で AI ビジネスに備える — IPP 国際特許事務所](#)
145. [特許法における発明の定義](#)
146. [産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第 54 回、4 ...](#)
147. [【Q5】 発明者とはどんな人をいうのですか？](#)
148. [A I 関連発明の発明該当性の日中比較 ～ 「数学モデルの構築 ...](#)
149. [産業構造審議会知的財産分科会第 53 回特許制度小委員会](#)
150. [発明者の定義とは？認定によって得られる具体的な権利について](#)
151. [特許庁 \(@jpo\\_NIPPON\) / X](#)
152. [発明者（特許法） — Wikipedia](#)
153. [法令ニュース（3月3日～3月9日） | ブログ | Our Eyes](#)
154. [発明者と出願人はどう違う？ | 小林正英の知財のあれこれ](#)